

<報道発表資料>

令和7年12月1日

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

旅館業の駐在義務に違反した営業者の公表

京都市では市民生活を最重要視し、市民と宿泊者の安全安心の確保や京都にふさわしい良質な宿泊環境を整備するため、法の範囲内で全国で最も厳しいと言われる条例をはじめとした独自ルールを定め、宿泊施設の営業者への厳格な指導に取り組んでいます。

条例では、施設の内部に帳場を設置する施設には、宿泊者及び近隣住民からの苦情等に対応するため、人を宿泊させる間、従業員等を施設の内部に駐在させることを義務付けています。

今回、駐在義務を履行せず、従業員等を駐在させていなかった施設の営業者に対して、本市は、駐在させるよう繰り返し指導を行いましたが、改善がみられなかつたため、旅館業法第7条の2第2項の規定に基づき、令和7年9月8日付けで措置命令を発出しました。それでもなお、駐在が確認できなかつたため、本日付けで以下のとおり公表します。

【違反があつた営業者等】

営業者氏名	合同会社ベアカル 代表社員 河村 孝志
主たる事務所の所在地	京都市山科区竹鼻竹ノ街道町18番地10号
施設名称	S B ホテル 清盛梅花
施設所在地	京都市下京区梅小路東中町83番地1
営業の種別	簡易宿所営業
施設規模	客室：1室、総定員：5人

○旅館業法（抄）

（営業施設について講ずべき措置）

第4条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 略

（基準に適合させるための必要な措置命令等）

第7条の2 略

2 都道府県知事は、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。



○京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例(抄)
(衛生に必要な措置の基準)

第15条 法第4条第2項に規定する衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(12) 略

(13) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる場所に、人を宿泊させる間駐在し、又は使用人等を駐在させること。

ア 第10条第1項の規定により施設外玄関帳場を設ける場合及び同条第2項の規定により玄関帳場を設けない場合 施設におおむね10分以内に到着ができる場所

イ アに掲げる場合以外の場合 施設の内部

(14) 略

(公表)

第23条 市長は、営業者に対し、法第7条の2各項若しくは第8条若しくはこの条例第20条若しくはこの条例第20条第2項の規定による命令又は法第8条の規定による許可の取消し（以下「命令等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令を受けた営業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者並びに主たる事務所の所在地）

(2) 当該命令等に係る施設の所在地

(3) 当該命令等の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

<お問合せ先>

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

電話：075-585-5653